

～入院時食事療養費 負担額変更のお知らせ～

ご入院患者様・ご家族様

2025年4月1日から、厚生労働省の健康保険法等の規定に基づき、「食費（食事療養費）」の自己負担額が一律で変更になります。
変更内容は、以下の通りになります。

【 ご負担していただく1食当たりの食費（食事療養費） 】

現 在				2025年4月より	
70歳未満	70歳以上			自己負担額 (1食当たり)	
一般	一般			510円	
指定難病患者	指定難病患者			300円	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	入院期間 90日以内		240円	
		入院期間 90日以上		190円	
該当なし	低所得者Ⅰ			110円	

ひと月あたり負担変更額一覧 90食（30日分）

70歳未満	70歳以上		増加額
一般	一般		1,800円
指定難病患者	指定難病患者		1,800円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ	入院期間 90日以内	900円
		入院期間 90日以上	900円
該当なし	低所得者Ⅰ		変更なし

入院患者様につきましては、ひと月あたりの自己負担額が上記一覧の額増加となりますので、ご理解の程お願い致します。
何かご不明な点がございましたら、2階総合受付（事務室）までお申し出ください。

2025年4月1日
熱海 海の見える病院 医事課